

人権啓発 コーナー

部落差別をなくしていきましょう



はあすちゃん

人権研修のお問い合わせ
☎人権課 ☎5080

昨年の12月、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたことを知っていますか。

その背景には、現在も依然として部落差別が存在すること、情報化社会が進展するにつれて、部落差別の実態が変化していることなどが挙げられます。これらの現状を踏まえ、部落差別のない社会の実現を目的として、この法律が定められました。

この法律では「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念に基づいて、地方公共団体が部落差別を解消する施策を行い、その上で、部落差別を解消する必要性について国民

一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを求めています。

日本国憲法第14条には、全ての国民は法の下に平等であること、人種、信条、性別、社会的身分または門地により差別されないことが定められています。部落差別をはじめとしたあらゆる差別をなくすためには、これらの差別を「しない・させない・許さない」社会を築く必要があります。

本市では、さまざまな人権問題の一つとして、部落差別の解消に向けて教育および啓発の充実に取り組んでいきます。

介護保険の「新しい総合事業」を活用しましょう

住み慣れた地域でいきいきと暮らすための介護保険制度について紹介



放映：2月27日(月)
～3月5日(日)

広報番組

CATV「アイ・キャン」11ch

岩国市政番組

かけはし

Kake-hash i

いのちを守るために

救急医療の現状と、医療機関の適切な利用について紹介



放映：3月13日(月)
～19日(日)

※放送時間は、EPG(リモコンの番組表ボタンで操作)で確認してください。

※番組編成の都合により、急きょ放送日時や内容が変更になる場合があります。